

◎シルバー保険について

ケガをしたときは

- ◆ 直ちに医師の治療を受けてください。この場合、各自の健康保険証を使用していただきます。
- ◆ ケガの状態、ケガをしたときの様子などをセンターへ報告してください。自分で報告できないときは、そばにいる人に依頼してなるべく早く知らせてください。
- ◆ 保険の手続きは、センター事務局で行います。
- ◆ ケガの治療期間中は、就業できません。(就業した場合は、保険の取扱いができない場合があります。)

(1) 傷害保険 — 会員本人が身体に傷害を受けた場合 —

保険金の出る場合	1. 就業中の事故（ただし、自宅作業中は除く） 2. 仕事場への往復中の事故（ただし、通常の経路を外れた場合は除く） 3. 総会・理事会・講習会(勅使・技能取得を目的とするもの)参加中、及び往復中の事故（ただし、通常の経路をはずれた場合は除く）
出ない場合	1. 故意による事故 2. 持病の場合(脳疾患、心神そう失等) 3. ムチ打症や頸椎省などの頸部症候群及び腰痛で、自覚症状しかないもの

保険金の種類	保険金額	保険給付対象
死亡保険金	1,000 万円	事故日から 180 日以内で、そのケガが原因で死亡した場合
後遺障害保険金	程度により 40 万円～ 1,000 万円	事故日から 180 日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合
入院保険金	1 日当たり 5,000 円	事故日から 180 日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合（180 日限度）
通院保険金	1 日当たり 3,000 円	事故日から 180 日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院した場合（90 日限度）
傷害医療費用 保険金	限度額 100 万円	事故によるケガが原因で医師の治療を受けた場合、365 日以内に発生し実際に負担された費用が支払われます。 ※治療代、入院や転院のための交通費

(2) 賠償責任保険 — 会員が就業中に他人の身体・財物に損害を与えた場合 —

保出 險 金 場 の 合	就業中、誤って他人に身体障害（死亡やケガ）を与えたり、他人の財物を損壊（こわしたり・よごしたり・なくしたり）した場合等、第三者に損害を与えた場合。
てれ ん 補 損 さ 害	1. 損害賠償金＝賠償債務の弁済のために支払う金額 2. 応急手当費用＝応急手当。護送等、緊急措置に要した費用。 3. その他に争訟費用（争訟費用・弁護士報酬等）、保険会社への協力費用（保険者が被保険者と折衝する場合に協力したための費用）等が対象となります。

限 度 額	身体・財物 共通賠償	1 事故、保険期間中 2 億円（免責 0 円）
		ただし、保険期間中にセンターとして上記限度額を超えた部分については、てん補されません。

※ 自動車事故やバイク事故については、対処できません。 詳しいことは事務局へお問い合わせください。